

相模原市監査等に関する基本方針

平成 29 年 3 月 28 日策定

令和 2 年 2 月 26 日改定

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)等に定められた権限に基づき、監査委員に課せられた使命を的確に果たすため、監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)に関する基本方針を次のとおり定める。

1 監査委員の使命

- (1) 監査委員は、市長から独立した独任制の執行機関であり、その職務においては常に公正不偏の態度を保持し監査等を実施するものとする。
- (2) 監査委員は、本市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているか、住民の福祉の増進の観点から監査するものとする。
- (3) 監査委員は、監査等の対象となる事務が適正で合理的かつ効率的に執行されるよう指導的な役割を果たすことに重点を置いて監査するものとする。

2 監査等の基本方針

相模原市監査基準(平成 29 年相模原市監査委員訓令第 1 号)に則り、厳正かつ公正な監査に努め、次に掲げる方針により監査等に取り組むこととする。

(1) 重点的な監査

- ア 複数の局、区等により横断的に実施されている施策、又は複数の局、区等に共通・関連する事項について横断的な監査を実施する。
- イ 過年度に指摘事項等とされ措置が講じられた事項について監査を実施する。
- ウ これまで監査を実施していなかった事項に着目して監査を実施する。

(2) 監査等の観点

- ア 正確性 予算執行等の財務の状況が正確に表現されているか。
- イ 合規性 法律、条例、規則等に従って適正に処理されているか。
- ウ 経済性 より少ない費用で事務・事業の遂行及び予算の執行ができないか。

エ 効率性 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大の成果を得るよう業務が実施されているか。

オ 有効性 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

これらのほか、基本的な財務事務について、引き続き不適正な事例が見られることを踏まえ、特に正確性及び合規性の観点から監査を実施する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

市の事務執行の適正性を確保する上で、内部統制の整備及び運用状況について、その有効性に十分留意し監査等を実施する。なお、実施に際しては、内部統制の目的である「事務の効率的かつ効果的な執行」、「業務に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」及び「財務報告等の信頼性の確保」が達成されないリスクに留意する。

3 監査計画の策定

この基本方針に基づき、監査委員監査をより効果的かつ効率的に実施し、監査委員に課された使命を果たすために、的確な監査計画を策定して、これにより計画的な監査を行う。

監査計画には、局、区、執行機関、財政援助団体等の事務・事業の内容、内部統制の状況、リスクの重要度、過去の監査の状況や結果等を十分勘案し、監査に当たって重点的に取り組むべき事項を監査上の重点項目として設定する。

また、住民の関心の所在等にも留意しつつ、監査計画の前提として把握した事象や諸状況等が変化した場合や、監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて監査等の計画を変更するなど機動的、弾力的に対応することにより監査等の充実強化を図る。

4 改善措置状況への対応

監査の結果に基づき、適切な措置が講じられるまで、事務の改善を促すため議会、市長又は執行機関の長に適時状況の報告を求めるものとする。

また、措置が講じられた事項については、適宜行政監査を実施することにより、その後の状況を検証するなど、監査委員監査の実効性を担保するための取組を進めるものとする。